

新たな日本の創生に向けた提言

全国知事会は、持続可能な新しい日本の創生に向け地方としての役割を果たすべく、以下に記した重要項目の実施が必要不可欠と考えており、これらを選挙公約に盛り込んでいただくよう強く申し入れます。

令和4年5月 全国知事会

1 新型コロナウイルス感染症対策の強化と地方経済に対する支援

①感染抑制と社会経済活動の両立に資する具体的対策の提示

- ・ 今般のオミクロン株による感染者数については、大都市部を中心に減少傾向にあるものの、一方で過去最大の新規感染者数を記録する地域も存在していることから、増減の要因を早急に専門家の知見を交えた分析を行い、その結果に基づき、直ちに現状を打破し感染抑制と社会経済活動の両立に資する具体的対策を提示するとともに、ウィズコロナに向けたロードマップを早急に示すこと。
- ・ 感染症法上の位置づけ、公費負担のあり方、屋外でのマスク着用のあり方等についても、オミクロン株の特性、経口薬の開発や流通・効果、新たな変異株の発生など様々な要因を踏まえつつ、検討すること。
- ・ 感染の拡大期、ピーク期、収束期など、今後の感染動向を想定し、まん延防止等重点措置を再適用する基準を示すとともに、重点措置の適用に至らない場合であっても、各自治体が飲食店や学校等に対する十分な感染対策を柔軟かつ機動的に講じられるよう、早期に現場でとるべき対策に関する新たな方針を示し、支援を講じること。
- ・ 都道府県知事が判断するレベル分類について、第6波を踏まえた新たな基準を示すとともに、特措法上の措置との関係を明確にすること。
- ・ オミクロン株は、従来株より重症化率が低い点が強調されているが、一部地域で医療ひっ迫したことや、BA.2系統及びXE系統による感染急拡大も懸念される状況にあることを国民に正しく認識してもらえよう、国として情報発信を継続すること。
- ・ BA.2系統等を検出できる検査手法を確立するとともに、詳細な性状を早期に分析し、今後の感染拡大に備えた対策を予め検討すること。

- ・ ワクチンと検査を活用した新たな行動制限緩和の検討に当たっては、局面に応じた有効な行動制限の内容を明らかにした上で、BA.2 系統等を含めたオミクロン株の特性やワクチン追加接種の状況等を踏まえ、専門的・医学的見地から検討するとともに、地方自治体や業界団体等の意見も聞きながら、分かりやすい制度とした上で、早期に具体的な内容を示し、国民の協力が得られるよう、丁寧に説明を行うこと。

②基本的な感染対策の再徹底、感染状況に応じた具体的対策の強化

- ・ 家庭における子供や若者から高齢者への感染や、学校・保育所等における感染拡大を防止するため、基本的感染防止対策を徹底するよう強く注意を促すとともに、BA.2 系統等の流行も見据え、国と地方、専門家等が協力し、ワンボイスで基本的感染防止対策の再徹底を分かりやすく丁寧に呼び掛けること。
- ・ まん延防止等重点措置等における具体的な対策については、教育関連施設や高齢者施設において感染が広がっている状況を踏まえ、具体的かつ多様な対策をメニュー化し、地域の実情に応じた効果的な対応が選択できるよう、基本的対処方針の更なる改善も含めて強化するとともに、必要となる感染防止対策等に対する支援の充実を図ること。
- ・ まん延防止等重点措置等の区域を対象としたオンライン診療の報酬引き上げや救急搬送受入支援については、重点措置の適用等にかかわらず見直しとともに、自宅療養者の増加への対応などオミクロン株対策は全国各地で取り組んでいることから、こうした支援等は全国一律で実施すること。

③無料PCR検査等の拡充

- ・ 感染拡大傾向時の一般検査事業については、全額国が費用負担するとともに、感染状況が「レベル2未満の状況」となっても、知事の判断で実施可能とすること。
- ・ 旅行やイベント参加、出張などで来訪した他の都道府県在住者も無料検査の対象とするなど、一般検査事業の対象者を拡充するとともに、それに要する費用についても国が支援すること。
- ・ 「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」及び「感染拡大傾向時の一般検査事業」については、感染不安だけではなく、社会活動等も含めた複合的な要因で受検するケースが多いことから、登録検査事業者の拡大を図り、検査を受けやすくするため、全額国費負担の上、事業を一本化し、より簡便な制度にすることも検討すること。

④ ワクチン接種の円滑な実施

- ・ 感染者数が若年層を中心に高止まりあるいは増加傾向にある中、若年層の接種率が低迷していることから、3回目接種の必要性や有効性、安全性に加えて、オミクロン株の後遺症の影響など、国として強力かつ継続的な情報発信を行うこと。
- ・ 12歳未満の子供への接種については、オミクロン株への効果の調査を行い、結果を早急に明らかにするとともに、副反応の頻度が12歳以上と比べて低い傾向にあるなど、科学的根拠を踏まえて、国と地方と専門家が共にワンボイスで発信できる、分かりやすいメッセージを打ち出すこと。なお、日本小児科医会からの要望も参考に、全国統一的な取扱となるよう接種費負担金の加算措置を行うこと。
- ・ 4回目接種については、諸外国の動向や専門的知見等を収集・分析し、接種を繰り返すことが免疫に与える影響も含めた安全性や必要性、開始時期、ワクチン配分計画など、長期的な戦略をもった政府の具体的な考え方を早期に提示するとともに、必要なワクチンを確実に供給すること。また、高齢者施設等への巡回接種は医療従事者の負担が重いため、個別接種促進補助金において巡回接種時の加算を行うなど、事前に十分な対策を講じること。

⑤ 保健所機能の強化

- ・ 第7波や、感染力、重症化リスクなどが明らかでない未知の変異株による急速な感染拡大の場面においても保健所が機能不全に陥らないよう維持することが重要であることから、各地域に必要な保健衛生機能を保健所が十分に提供することができるよう、各種報告事務等の負担軽減も含め、より効率的・効果的な運用実務のあり方を追求すること。
- ・ 保健所とその他関係機関の役割を再検証し、感染拡大の状況に応じ、都道府県対策本部長である知事がコロナ協力医療機関以外の医療機関その他の幅広い関係機関による対応体制の確保が可能となるよう必要な権限を付与することを含め、地域の感染症対応能力向上に向けた方策を検討及び提示し、その実施を支援するとともに、保健所支援協力者の登録システムであるIHEAT（アイ・ヒート）を拡充すること等により、国において都道府県域を超えた広域的な人材派遣調整を行うことも検討すること。

⑥ 治療薬の活用促進等

- ・ オミクロン株にも有効な中和抗体薬及び経口薬について、国の責任において、備蓄分も含め十分な量を確保した上で医療機関・薬局に適切に配分し、安定供給を図るとともに、供給状況や利用状況について速やか

に情報提供すること。特に、経口薬については、必要な時に迅速に処方できるよう、流通体制の改善を図ること。

- ・ 投与機会を確実に確保するため、備蓄の上限緩和を行うとともに、経口薬の譲渡を可能とするほか、重症化リスク因子とされている投与対象の範囲が狭いため、現場の医師の判断で早期投与できるよう、弾力的な運用を認めること。
- ・ 国産ワクチンや治療薬の速やかな製造・販売に向け、国として治験の推進を含め、重点的な開発支援等を行うとともに、速やかに製造販売承認を行うこと。

⑦医療提供体制の確保のための財政措置等

- ・ オミクロン株による感染拡大は、想定した確保病床等を大きく上回ることで懸念される中、高齢者への感染が広がっていることから、高齢者施設を含めた医療体制の更なる強化に向け、財政支援の拡充をはじめ必要な支援を行うこと。
- ・ 診療・検査医療機関や感染患者の受入れ医療機関の体制確保のための協力金、重点医療機関の要件を満たさない一般医療機関の病床確保料の補助単価増、後方支援病床の確実な確保のための感染患者受入病床と同様の空床補償制度、重点医療機関及び入院協力医療機関以外の病院等に対する感染拡大防止対策に必要な設備整備費用支援制度の創設など、緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠等を行うこと。
- ・ 通年の診療・検査体制を確保するために必要であることから、医療機関名等を公表した診療・検査医療機関が新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診療した場合には、引き続き、診療報酬の加算措置を行うとともに、重点医療機関、協力医療機関に該当しない感染患者受入れ医療機関についても「感染対策向上加算」の対象とすること。
- ・ 高齢者が感染した場合、初期治療が重要であり、施設の嘱託医や協力医療機関等の関与・協力が必要となるが、診療報酬の適用範囲が限定的となっているため、高齢者施設等において感染者が出た際に嘱託医等の更なる協力が得られるよう、インセンティブの設定や役割の再整理など、実効性のある具体的な方策を検討し、早急に示すこと。

⑧コロナ対策の検証、中長期的な制度設計における地方との十分な協議と意見の反映

- ・ 国が行っているコロナ対策の検証、今後検討が進むと想定される新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正や国としての司令塔機能の強

化等の中長期的な制度設計に当たっては、国と地方が一体となって円滑に有効な感染症対策を講じることができるよう、現場を担う地方とあらかじめ十分な協議を行い、その意見を的確に反映すること。

⑨事業者への大胆な経済支援・生活支援と雇用対策の実施

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰等により、全国で幅広い業種の事業者がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、事業者向け給付金の支給や需要喚起策の実施など、事業者の実情に十分に配慮した幅広く手厚い、大胆な経済支援・生活支援を講じるとともに、早期に執行すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、厳しい状況にある事業者に対して、既往債務の据置期間・償還期間の延長や借換等に金融機関による柔軟な対応を促進するとともに、過剰な債務を抱え、事業の再構築に踏み出せない事業者に対して、本年3月に公表された「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用による円滑な債務整理の普及を促進すること。
さらに、資本性劣後ローンや中小企業再生ファンド等、多様な資金調達手段の活用促進を図ること。
- ・ 感染状況等を踏まえ、事業者支援・感染症防止対策に必要な財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付を行うとともに、柔軟な執行が可能となるよう、機動的な運用や手続きの簡素化などを図ること。
- ・ 国民のいのちをつなぐ食料生産を担う我が国の農林水産業の維持・継続に向け、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に直面している生産者に対し、きめ細かな支援を実施すること。
- ・ とりわけ、新型コロナウイルス感染症の影響により、米の需要の落ち込みと過剰在庫による米価への影響が生じており、米の需給と価格の安定化に向け、国主導により真に実効性のある在庫対策や消費喚起などの需要拡大対策を一層推進すること。

⑩地方と連携した新型コロナウイルス感染症に対する偏見・差別等の排除

- ・ 感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷に加え、感染者など個人の特定やワクチン接種の有無等により人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。

- ・ 全国の学校等において感染の急拡大が見られることから、子供たちの学びの保障や様々なストレスや悩みに対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に対して、国が十分な財源措置を講じること。

⑪ コロナ禍において顕在化した女性への影響と課題に対応するための支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、女性の雇用や暮らしに深刻な影響を及ぼしており、望まない孤独・孤立で不安を抱える女性に寄り添った支援が求められていることから、相談支援体制を強化するための財政支援の拡充に取り組むこと。また、一人で子育て・生計を担うひとり親は、非正規雇用であることが多いため、新型コロナウイルス感染症による社会経済情勢の変化の影響を強く受けていることから、児童扶養手当の増額や不払い養育費の確保・給付型の住居費支援に係る制度の創設などにより、経済的支援を充実・強化すること。

2 国民主権に基づく地方自治、地方税財源の充実・強化

① 権限・財源移譲や計画の統廃合、国・地方の役割分担の見直しなどによる地方分権改革の推進

- ・ 地方公共団体が、地域の多様性を尊重した施策を自主的・自立的に実施するため、権限や財源を大胆に移譲し、新型コロナウイルス感染症対策、地方創生、子育て支援などの喫緊の重要課題に、地方がより主体性をもって取り組むことができるよう、地方分権改革を強力に推進すること。
- ・ 本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものであるが、現実には国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題があるため、引き続き制度的な課題として検討を進め、計画策定等を規定する法令の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを行うこと。
- ・ 福祉分野を中心として多数存置され、地域の実情に応じた施策の展開に支障を来している「従うべき基準」を速やかに見直すとともに、「義務付け・枠付け」について、事前に地方がチェックする仕組みを法的に確立すること。
- ・ 国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けの見直しに

については、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、例えば広域連合の活用など、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策において、国と地方の役割分担が曖昧であったことを踏まえ、あらゆる施策において、適切なガバナンススコープ（ガバナンスを効果的に発揮し得る範囲）に応じた、適切な責任・権限に基づく資源配分の見直しが必要であり、国と地方の意見交換の場等を活用して課題を洗い出し、早急に役割分担の見直しを行うこと。その上で、国・地方がそれぞれの責任を果たすことができるよう財源を確保すること。

②地方との実質的な対話・連携による施策の推進や立法プロセスへの地方の関与の仕組みの強化

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策や地域医療の確保等の国・地方に共通する様々な政策課題に関して、国と地方が率直に意見交換し、共同して政策形成を行う基盤となる場を設けるとともに、国と地方の協議の場に分野別分科会を設置するなど、国と地方が実質的に協議をしながら施策を推進する仕組みを強化すること。また、国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」を設けるなど、立法プロセスに地方が適切に関与する仕組みを構築すること。

③憲法における地方自治の本旨の明確化と合区解消

- ・ 「国民主権」の原理のもと、地方自治の権能は、住民から直接授けられたものであるとの観点から、憲法第92条の「地方自治の本旨」について、より具体的に規定するように検討するとともに自治立法権や自治財政権の拡充・強化を行うこと。
- ・ 参議院の「合区問題」については、憲法改正等の抜本的な対応により「合区を確実に解消」すること（一部に反対意見がある）。

④地方一般財源総額の確保・充実をはじめとする安定した地方税財政制度の確立

- ・ 今後、社会保障関係費の増加が見込まれる中、感染症への対応、地方創生・人口減少対策をはじめ、感染拡大により大きな打撃を受けている地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災対策、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを地方が十分担えるよう、地方単独事業を含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、今後とも交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和3年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、充実すること。

- ・ 国と地方の税収が概ね6対4であるのに対し、歳出ベースではこれが逆転し、国と地方の歳出割合は概ね4対6となっているのが現状である。国と地方の税源の配分を役割分担に見合うように見直し、この乖離を縮小していくことが必要であり、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- ・ 地方交付税は、「地方の固有財源」であり、その総額を確保・充実するとともに、個々の団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。また、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革により、臨時財政対策債を縮減・抑制するとともに、都道府県に対する公的資金による資金調達の拡大と償還財源の確保を行うこと。

3 地方部と大都市部が共に輝くデジタル田園都市国家構想と地方創生の実現

① デジタル田園都市国家構想の推進に当たっての地方の意見の反映

- ・ 地方創生は、地方部と大都市部がそれぞれの持つ強みや特徴を伸ばし、より魅力ある、かつ力強い日本を形作るという国家構造の抜本的変革である。デジタル田園都市国家構想の推進に当たっては、デジタルの力を活用して取組を一層高度かつ効率的に推進することによる地方創生は、地方と国が一体となって取り組むべき最優先課題であることを確認し、これまで以上に地方の意見を反映すること。その際、これまで地方が進めてきた「まち・ひと・しごと」をはじめとした地方創生の課題解決の取組が無駄になることのないよう、デジタルのみにとらわれない包括的な支援をこれまで以上に行うこと。
- ・ 東日本大震災から11年を経過したことや2025日本国際博覧会の開催に向けて、第2期「総合戦略」の期間中には、次の観点も踏まえて地方創生に取り組むこと。
 - I 地方創生のモデルとなるような復興の実現
 - II 2025日本国際博覧会を成功に導くために政府が先頭に立ちオールジャパン体制を構築するとともに、地域の魅力にさらに磨きをかけ地方創生を加速させること
- ・ 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」及び「地域デジタル社会推進費」について継続・拡充すること。
- ・ 「デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ、地方創生テレワークタイプ）」及び「地方創生推進交付金」、「地方創生拠

点整備交付金」を拡充・継続するとともに、地方の実情を踏まえた運用の弾力化を図ること。

② 5Gの整備加速化及び未来技術を活用した Society5.0の実装支援

- Society5.0時代の基幹インフラである5Gについて、人口減少が進む中山間地域や離島地域など条件不利地域を含め、都市と地方で一気に整備を進め、早期に5Gサービスが開始されるよう万全の対策を講じるとともに、地方における5Gを活用した地域の活性化や課題解決に向けた取組を支援すること。

また、光ファイバ等の超高速ブロードバンドのユニバーサルサービス化については、全ての国民が等しくデジタル社会の恩恵を享受できるように、条件不利地域での整備促進や機能維持が図られる制度とすること。

- 人手不足や生産性向上、防災・減災、地域交通維持・充実など地方創生に深く関わる課題の解決に大きく寄与する、AIやIoT、自動運転、空飛ぶクルマ等の未来技術を活用した Society5.0の社会実装に向けた支援を拡大すること。

また、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指したSDGsの理念を踏まえ、地方創生のより一層の充実・強化に取り組むことの重要性に鑑み、自治体SDGs推進のための取組への支援を拡充すること。

- 新型コロナウイルス感染症対策に伴い、オンライン教育やテレワークなどの取組が大きく進み、新しいビジネスモデルも生まれてきている。これらを好機ととらえ、デジタル技術がもたらす効率化や利便性向上に対する認識を広めるとともに、地方におけるデジタル人材の確保・育成など、デジタルトランスフォーメーションを加速させる取組を推進すること。

③ 人材育成の核となる地方大学等への支援、地方への人の流れの創出

- 地方創生のさらなる推進には、中長期を見据えて若い世代の人材育成が重要であることに鑑み、地域における「知の拠点」として、地域経済・産業振興を担う人材育成の重要な核である地方大学について、「キラリと光る地方大学づくり」による若者育成の取組等に加えて、「地方国立大学の特例的定員増」も含め、地方創生に資する魅力的な地方大学づくりを推進すること。加えて、高等学校等についても、地方創生を担う人材育成の核の一つと位置づけ、財政支援等を関係省庁が連携して行うこと。

また、企業と大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロスアポイントメント制度や教員へのインセンティブ制度などが積極的に活用されるための方策を講じること。

- ・ コロナ禍における国民の意識の変化をふまえ、地方への人の流れをより大きなものにし、活力ある地方を実現するため、誰もが自らの意思によりライフスタイルを選択できるような取組を進めることなどによって、地方への移住を促進すること。

また、都市部と地方部のつながりを強め、新たな交流を生み出しつつ、分散型社会の形成に資する、二拠点居住の取組を更に推進すること。
- ・ 地域課題の解決に向けて継続的に関わる関係人口の増加は、地方部と都市部との双方にとって意義があるものと考えられることから、地域と人材をつなぐマッチング・コーディネート機能の強化をはじめ、「関係人口」の創出・拡大に取り組むこと。
- ・ 新たな人の流れの創出にあたって、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、政府関係機関の地方移転の推進や企業の本社等の社会機能の地方への分散を図るとともに、将来的な地域イノベーション等の実現に向けた研究機関・研修機関等の地方移転を推進すること。
- ・ 様々な社会課題の解決を図る Society5.0 時代における地方創生の更なる推進やデジタル社会の実現に向け、AI・IoT・ビッグデータ等を利活用できるデジタル人材の確保・育成が必要であることから、人材バンクの創設や、限られたデジタル人材のシェアリングの観点から、意欲ある人材が専門性を発揮し幅広い分野で活躍できる環境の整備などを進めるとともに、人材育成方針の策定や教育カリキュラムの全面的見直し等に取り組むこと。
- ・ 少子高齢化が進展し労働力人口が減少する中、福祉人材が不足した状態が続くことは、我が国の福祉の崩壊に繋がることから、保育士や介護人材の確保に向け、引き続き賃金の底上げによる処遇改善を図るとともに、労働環境の整備、保育士有資格者の届出制度の導入を図ること。
- ・ 企業と大学等の連携による研究開発・事業化支援、大学発ベンチャーやポストコロナ時代に求められるイノベーション創出の担い手となるスタートアップの育成に対する継続的な支援の充実・強化を図ること。
- ・ 地域全体で子どもたちの学びと成長を支える活動や学校外の人的・物的資源を活用した教育の充実など、学校を核とした地域づくり、地域を支える人材育成に向け必要な措置を講じること。

④ 地方が行う観光施策やDMOに対する支援・インバウンド需要の回復促進

- ・ 観光事業者の事業継続への手厚い支援や国内旅行の需要喚起策を継続的に実施すること。
また、ポストコロナ時代に向けた、インバウンド戦略の再構築、外国人旅行者受入に係る水際対策、政府主導のプロモーションや情報発信を強化すること。
加えて、新たな旅行ニーズへの柔軟な対応ができるよう、地域の観光事業者を支えるDMO等が実施する積極的な取組に対する支援を強化すること。

⑤ 分散型の国づくりに向けた「地方創生回廊」の早期構築

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大が社会経済活動に大きな影響を与え、過度な大都市部への一極集中等に伴うリスクを減少・回避することの重要性が改めて認識されたことを踏まえ、全国各地が感染症の脅威にも強くしなやかに対応し持続的に成長できる「分散型の国づくり」に向け、地方創生に不可欠な基盤として、「地方創生回廊」の早期構築を図ること。その中核であるリニア中央新幹線については、一日も早い全線開業に向け必要な支援を行うとともに、高規格道路、整備新幹線等の交通インフラのミッシングリンク解消やダブルネットワーク化、整備新幹線の整備促進、地方空港・港湾の機能強化に加えて、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への早期格上げを図ること。
また、活力のある地域社会を実現するため、コロナの影響で減便等を余儀なくされている地域の鉄道交通ネットワークの維持・存続を図るために必要な支援を行うとともに、交通機関の利便性向上や交通事業者の生産性向上への支援、さらには、IoTの活用や、MaaS等の新たな技術・サービスの全国展開への支援等を充実・強化すること。
加えて、リニア中央新幹線の開業に伴う、スーパー・メガリージョン効果を最大限に引き出すための各種プロジェクトに対する必要な支援を行うこと。

⑥ 予防・健康づくりの取組に対する支援の充実

- ・ 「健康づくりや健康経営なくして、地方創生なし」の決意のもと、国民一人ひとりの主体的な健康づくりや、スポーツを通じた健康増進、企業の経営力向上にもつながる健康経営に向けた取組を地域の实情に沿って、きめ細かく進められるよう、安定的な財源の確保など、関係省庁が連携して地方を支援すること。

4 大規模災害からの早期の復旧・復興と防災・減災対策

①各産業の早期再建に向けた支援体制の構築

- ・ 東日本大震災や熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風・令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和3年2月及び令和4年3月の福島県沖を震源とする地震などの大規模災害から早期に復旧・復興を成し遂げるため、「十分な復旧・復興財源の確保」や「人的支援の強化」に取り組むとともに、地域経済の回復に不可欠な各産業の早期再建に向けた支援や継続した風評の払拭などについて取り組むこと。

特に東日本大震災については、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水・処理水対策を含めた廃炉作業はもとより、損害賠償、除染、放射性物質に汚染された廃棄物等の処理、風評被害防止など、原子力事故とそれに伴うあらゆる課題について、地域の実情等を踏まえた上で、東京電力任せにすることなく、国主導で早期に解決すること。

なお、ALPS処理水については、日本全体の問題であるとの認識の下、昨年決定された「ALPS処理水の処分に係る基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、水産業を始めとする関係団体や地方公共団体等にしっかりと向き合い、説明を重ね理解が深まるよう取組を継続するとともに、これまで積み重ねてきた風評払拭の努力が水泡に帰すことのないよう、新たな風評を決して起こさないという強い覚悟の下、国内外への情報発信や事業者に対する支援に取り組むなど、関係省庁が一体となって国が前面に立ち、最後まで責任を持って万全な対策を講じること。

また、被災者の心のケアや地域コミュニティ形成など、「第2期復興・創生期間」以降も取り組むべき被災地の課題に対する支援を継続すること。

②防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進

- ・ 切迫する巨大地震に備えた耐震化や護岸強化等の地震津波対策、気候変動による水災害リスクの増大に備えた「流域治水」の考えに基づく河川やダム、下水道の整備等による治水対策、砂防・治山による土砂災害対策、ため池の総合対策及び道路防災対策など防災・減災、国土強靱化対策を強力に推進すること。また、リダンダンシー確保に必要な国土軸の構築や住民生活に直結するライフラインの強靱化、応急復旧体制の構築に向けた公共インフラの早急な整備や老朽化対策を強力に進めること。特に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進について、必要性や効果の高い箇所から優先的かつ計画的に実施できるよう、必要な予算・財源を措置するとともに、円滑な事業執行を図るための弾力的な措置を講ずること。加えて、長期的に多額の費用を要する高速道路などの防災・減災に資するインフラの整備・維持に要する新

たな財源の創設について検討すること。

- 住民の主体的な避難に繋がるよう、防災情報提供のあり方を総合的に見直すとともに、ハザードマップの整備と周知、河川への水位計や監視カメラの設置等住民目線のソフト対策を加速するため、技術開発の推進、財政面の支援を強化すること。
- 様々な地震対策の前提となる、いわば「入り口」に位置づけられる住宅耐震化を推進するため、耐震対策の重要性と緊急性について、広く国民に対し啓発を行うとともに、住宅所有者の費用負担を軽減するため、耐震改修設計や耐震改修工事に対する補助制度の拡充等、より一層の手厚い財政措置を講ずるなど、引き続き住宅耐震対策の継続・強化を図ること。
- 東日本大震災「復興・創生期間」後の災害への備えから復旧・復興までを総合的に担う防災・減災体制を確立すること。また、今後発生が懸念される大規模災害に備え、財政支援制度の確立を含む復旧復興基本法（仮称）を制定するとともに、復興基金や新たなまちづくりに向けた復興交付金等の制度化を含む必要な財政措置を講じること。
- 被災者の救援・再建が迅速に図れるよう、救助範囲の拡大をはじめとした災害救助法の見直しや被災者生活再建支援基金への安定的かつ充実した財政措置、住まいの再建をはじめとした生活再建につながる総合的な支援制度等を構築するとともに、制度拡大に伴う被災自治体の財政と労務の負担軽減を講じること。
- 大規模災害時には、医療需要が急増する一方、ライフラインの寸断等により供給は急減するため、医療機関の耐震化及び業務継続計画（BCP）策定、資機材の整備、人材確保、医療従事者を孤立地域へ運ぶ仕組みの構築など、医療救護体制の充実を図る取組に対する財政面を含めた支援を一層強化すること。また、全国的にDMAT等のチーム数を増やし、災害急性期に被災地外から大量かつ切れ目なく投入できる体制を構築するとともに、医療モジュールと運営人材を迅速に配置する体制を早急に整備するなど、被災地外からの人的・物的支援体制を、国を挙げて強化すること。
- 7月の大雨により発生した大規模な土砂災害について、上流域における残土の処分行為等との関連も含め、地元自治体と連携して調査を行い、原因の究明に努めるとともに、残土の処分や大規模な地形の改変に対する規制の在り方を検証した上で対応方針を示し、再発防止策の徹底に早急に取り組むこと。

加えて、建設残土については、一部自治体では条例等により規制しているが、罰則に上限規定が設けられていることなどにより、適正処理の徹底に限界があることから、法制化による全国統一の基準・規制を早急に設けること。

③ 地方自治体の機能喪失時における広域応援・受援体制の構築

- ・ 地方自治体の行政機能喪失を想定した広域応援・受援体制について、省庁間の縦割りの是正や、国と地方の役割分担の整理、応援に対する十分な財政措置等も含めて、体制を構築すること。

④ 拉致問題の解決を始めとした北朝鮮への断固とした対応

- ・ 北朝鮮情勢は、米朝首脳会談を契機に外交的に解決することをめざした動きもみられるものの、具体的な核燃料、弾道ミサイル等の廃棄の道筋が明確になっていないことから、北朝鮮に対する毅然とした外交交渉を推進するとともに、万一の危機発生時に備え、国民への情報提供をはじめとした的確な対応を取れる体制の維持を図ること。そして、拉致問題の解決にあたっては、関係諸国や国際関係機関等と連携・協調を図りながら、一刻も早い解決に全力を尽くし、拉致被害者の早期帰国等の実現を図り、併せて拉致の疑いが排除されない特定失踪者を含む行方不明者の実態調査・事実確認を徹底して行うこと。

⑤ 原子力災害時の災害対応のための体制整備

- ・ 原子力防災対策については、広域避難等を想定し、関係地方公共団体や運輸事業者等と調整を行い、避難先や避難手段、公共インフラ整備を含めた避難経路の確保、避難退域時検査・除染体制の充実、避難や屋内退避等における感染症対策、災害対策・行政の機能確保など、避難等を迅速かつ安全に行うための体制を整備すること。また、原子力安全対策についても、より一層の充実・強化に不断に取り組むこと。

⑥ 原子力施設に対する武力攻撃への対応

- ・ ロシア軍はウクライナの原子力発電所へ砲撃を行ったが、他国の領土や主権の侵害は何の利益も生まず、自らの国益を大きく毀損するとの認識を国際社会において確立することこそが、ミサイル発射などの武力攻撃に対する最大の抑止力であるため、国においては、今般のような事案が起きた場合には、国際社会と協調した経済制裁措置の実施など、外交等を通じて毅然と対応すること。

それでもなお、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国は、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。また、突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止できるよう、国は、平時から事

業者の体制の確認・徹底を指導すること。

また、万が一、原子力発電所に対するミサイル攻撃等が行われるような事態となった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に万全を期すこと。

5 将来にわたって持続可能な社会保障制度の確立

①地域医療構想の実現に当たっての丁寧な協議・検討及び必要な財源の確保

- ・ 地域医療構想の実現に向けた議論や取組の推進に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応において、公立・公的医療機関の存在・重要性が再認識されたことなども十分に踏まえ、地方とも丁寧な協議を行うとともに慎重な検討を行い、期限設定することなく、病床設置の特例制度に係る要件緩和など地域の実情に即した柔軟な取扱いを行うこと。あわせて、引き続き各地域における議論に対して分析データの提供を含む技術的・専門的な支援を行うこと。

また、各地域においては、「地域医療構想」に基づき、2025年に向けて病床機能の分化・連携を進めているが、それぞれの医療機関等が十分に機能し、患者が必要な時に必要な医療が受けられる医療提供体制の整備に対し、地域医療介護総合確保基金等が重要な役割を果たしていることから、将来にわたり必要な財源を確保するとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう見直すこと。

②感染症などの危機的事象に耐える今後の医師確保、偏在対策

- ・ 感染症などの危機的事象が発生しても、住民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、地域で必要な医療の供給量を再検証し、医学部定数の検討も含めた抜本的な医師偏在是正の実現と併せ、感染症も含めた人材育成を強力に推進し、医師の確保を図ること。
- ・ 地域に必要な医師が十分に確保されるまで医学部臨時定員による地域枠の措置を継続するとともに、一定水準の恒久定員を担保すること。また、医師偏在を助長することがないように、臨床研修の定員設定については地域の実情に応じた調整を行うとともに、特定の地域への集中を是正する抜本的な対策を速やかに行うこと。さらに、専攻医の定員設定について、地域の実情や新型コロナウイルス感染症の長期化を踏まえたシーリングの弾力的運用が可能な制度設計となるよう配慮しつつ、特定の地域への集中の是正の厳格化を図ることを日本専門医機構に強く働きかけるとともに、専門医の地方での受け入れを促進するため、地方財政措置を含めた仕組みづくりを行うこと。

- ・ 医師・医療従事者の働き方改革については、医師の健康確保を図りつつ、大学の医局等からの医師の引き揚げの誘発や医師不足による救急医療の縮小等を招くことがないように、都道府県と丁寧かつ十分に協議し、必要な支援を行うこと。また、医師を派遣する病院に対する時間外労働の上限規制として設けられる「連携B水準」について、医師派遣を担う大学及び医療機関に対して制度の趣旨を丁寧に周知し、地域の医療提供体制が確保されるようにすること。

③地域包括ケアシステム構築のための支援の強化

- ・ 医療や介護が必要な状態となった人や家族を支える地域包括ケアシステム構築のための支援を強化すること。また、認知症に対する理解促進とともに、地域で認知症の人を支える体制整備に係る支援策の充実を図ること。

④健康立国の実現及びそれに関する各種制度等に対する支援の充実

- ・ 人々の生活の質（QOL）の向上を図りつつ、社会保障制度の持続可能性を高めるとともに、社会に活力をもたらす「健康立国」の実現に向けては、国民・地方・国が総力を挙げて取り組むべきものであることから、地方が「地方の責任」を果たしていく一方、国もその役割を果たすこと。

- ・ 医療費適正化の取組は、生活習慣病の発症や重症化の予防、また病床機能の分化や地域包括ケアシステムの構築などにより、国民の生活の質の維持・向上を確保しつつ推進することが重要であり、先進・優良事例の全国展開を積極的に行うとともに、国民や医療機関等の理解促進に向けた啓発を行うこと。

地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方を検討するに当たっては、国として、地域独自の診療報酬の妥当性及び医療費適正化の実現に向けた実効性に係る検討を、各都道府県の意見も踏まえ、慎重かつ適切に行うこと。また、都道府県がそれぞれの地域の実情を踏まえながら進めている医療費適正化のための取組の状況等に配慮し、その意見を十分に聞き尊重すること。

- ・ 国民健康保険制度については、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引上げ等、様々な財政支援の方策を講じること。また、令和4年度から実施されている子どもに係る均等割保険料軽減措置については、対象となる子どもの範囲が未就学児に限定され、その軽減額も5割とされているため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、対象範囲及び軽減割合の拡充について更なる検討を行うこと。また、普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能は大変重要であることから、その機能を引き続き維持すること。さらに、

現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止するとともに、全国一律の制度を創設すること。

6 少子化対策と子どもの健全な成育・教育支援の強化

① 「こども家庭庁」創設を契機とする子ども関連政策の抜本的強化

- ・ こども家庭庁については、子ども関連政策を一元的に担い、チルドレン・ファーストの実現に向けた、予算、人員を拡充した政策遂行力ある組織とすること。なお、子ども関連の政府支出について、欧米の先進諸国並みに引き上げることを目安に拡大すること。また、子どもの誕生、成育にかかる経済的負担や教育にかかる費用の軽減のための経済的支援を拡充し、次世代育成支援対策の抜本的強化を図ること。

② 切れ目のない支援による少子化対策、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止

- ・ 希望出生率1.8の実現に向け、地域少子化対策重点推進交付金の拡充と運用の弾力化などによる国民の出会い、結婚、妊娠、出産・子育ての希望を叶える対策の強化、幼児教育・保育の質を確保した上での待機児童解消や無償化に対応した更なる受け皿の整備、子育てしやすい職場環境づくりに向けた企業の意識改革等、「結婚から妊娠・出産、子育て、就労までの切れ目のない支援」により少子化対策の抜本的強化を図ること。
- ・ 特に、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、未就学児に限らず、すべて廃止するとともに、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

③ 子どもの貧困対策等の強化

- ・ 子どもの貧困対策として、地域子供の未来応援交付金の拡充・運用の弾力化や子ども食堂等の子どもたちの居場所や食を支える重要な拠点の継続的な運営が可能となる支援の充実を図るとともに、経済的社会的環境にかかわらず豊かな人間性・社会性を育めるよう、乳幼児期の教育・保育の充実や、教職員定数の拡充、教育相談体制の強化など学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化、地方の取組への支援を含めた社会的養育の充実など、支援策の抜本的強化を図ること。

④ 地方が必要とする教職員定数の確保、専門・外部人材の更なる充実

- ・ 現在の教育現場で複雑化かつ困難化している様々な課題に対処するため、地方が必要とする教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するとともに、加配定数の一層の拡充や必要な財源の確保を図ること。特

に、中学校における少人数学級の推進や小学校高学年における教科担任制の導入のため、義務標準法に定める学級編制基準や基礎定数の見直し等、所要の措置を図ること。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ、部活動指導員、教育業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、スクールロイヤーと教員の連携体制の充実を図るため、これら専門スタッフの更なる配置に必要な財源を確保すること。

- ・ 教員の子どもと向き合う時間や授業の質を高めるための教材研究の時間などを確保するため、学校現場における業務の効率化及び適正化のために必要な取組を推進し、その経費について地方の実情に応じた財政支援を図ること。
- ・ 地域や企業などで活躍する多様な人材の知識や技能を学校教育に活用するため、特別免許状を活用した教員や特定の分野を担当できる非常勤講師の登用、教員と一緒に子どもたちを教える補助者の授業への参加など、様々な外部人材の活用に必要な財源を確保すること。

⑤教育の情報化への財政的支援と情報化による学びの保障

- ・ 感染症や災害の発生による臨時休業等により、児童生徒が登校できない場合にも学びを保障するため、また、ビッグデータの活用等により教育の質の向上を図ることができるよう、小・中学校のみならず高等学校等も含め、ICTを活用した家庭等での学習環境整備を進めるなど徹底した教育の情報化を進め、必要な財源を確保すること。

また、ICT環境整備後も、更新費用やランニングコスト等について過度な負担が生じることのないよう、その経費について必要な財源を確保すること。

⑥ヤングケアラー、不登校児童生徒等、学びが困難な環境にある方への支援強化

- ・ ヤングケアラーの早期把握や必要な支援を届けるための仕組構築と人材確保、育成などの地方の取組を支援するとともに、ヤングケアラーの社会的認知度の向上を図ること。
- ・ 市町村における「子ども家庭総合支援拠点」の類型区分の見直しや最低配置基準に経過措置を設けることによる設置促進や専門的人材の育成・確保への支援等、また、母子保健から児童福祉への切れ目のない連携や児童相談所・市町村の体制強化、児童養護施設退所者等への地域の実情に応じた自立支援体制強化に対する財政支援の拡充に取り組むこと。

- ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることを定めた教育機会確保法の実効性を確保するため、教育支援センター、フリースクールなど、学校以外の多様な学びの場を充実させる取組を推進すること。
- ・ 夜間中学は、様々な事情により十分な教育を受けられなかった者の教育を受ける機会を実質的に保障するための重要な役割を果たしているため、設置しようとする自治体が各々の実情に応じて柔軟に対応できるよう、教職員定数の拡充や、新設準備・運営補助に関する財政支援の充実等、必要な措置を講ずること。
- ・ 高等学校については、社会の構造的な変化の中で、都道府県や市町村等の学校設置者や学校の自由度を高め、学校や地域の実態に照らして多様で柔軟な教育活動を展開することができるよう、カリキュラム編成の柔軟化や、高等学校の修業年限の柔軟化、高大連携の促進、1人1台端末の確実な整備とそれを活用・維持するための財政支援等、必要な措置を講ずること。

7 活力溢れる地域経済の実現に向けた経済対策の推進

① コロナ後の成長をけん引する地域経済の確立に向けた財政支援

- ・ 2年半に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰等により、全国で幅広い事業者がより厳しい状況に立たされているが、この苦境を乗り越え、地域経済を立て直すことが、コロナ後の新しい日本とふるさとを創生するために不可欠である。このため、各地域において、新たなビジネスモデルの構築、国内外の市場開拓、デジタル化への対応、農林水産業の強化・維持、人材育成環境の向上など「人への投資」等、それぞれの実情に応じた地域経済対策に取り組むことを支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの財源措置を講じるとともに、その弾力的な運用を確保すること。

② 新しいビジネスモデルへの転換支援

- ・ 今後成長が見込まれる分野などで雇用創出するとともに、当該分野及び人手が不足している分野への労働力移動に向けて、新たなスキルを習得するための職業能力開発促進策やスキルを習得した人材と企業のマッチングの一層の拡充・強化を講じること。

③ 研究開発の取組、資金繰り・投資促進、海外展開の支援

- ・ AI・IoT等のデジタル技術やデータを最大限活用し、省力化や新

たなサービス・付加価値の創出による生産性向上、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発の取組、資金繰りや投資促進、海外展開・販路開拓などへの支援を拡充すること。また、円滑な事業承継を促すような支援策を講じるとともに、事業継続計画（BCP）の策定・運用の強化や大企業と中小事業者との取引適正化につながる環境の整備を行うこと。

④ 国産木材の需要創出及び技術開発・人材育成に対する支援の拡充

- ・ 林業の振興による中山間地域の活性化や、災害防止の観点から極めて重要な森林再生に向け、民間非住宅建築物の木造化・木質化の推進や木堀の普及等、新たな国産木材の需要創出に積極的に取り組む地方公共団体・民間事業者等に対する支援に加え、建築物の木造化・木質化を進めるための技術開発や人材育成に対する支援を充実・強化すること。あわせて、国産木材活用の意義や魅力を広く国民に対して周知・啓発する取組を推進すること。また、持続的な林業の成長産業化を達成するため、森林整備をはじめとする川上から川下までの総合的な取組の推進に対する支援を充実・強化すること。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための「新しい生活様式・日常」の実践に資する、各種製品・技術開発に対する支援を行うこと。

⑤ 地方が利用しやすい官民共同利用型キャッシュレス基盤の構築

- ・ マイナンバーカードを活用した消費活性化策のために構築される官民共同利用型キャッシュレス決済基盤については、当該事業の後も、地方公共団体の施策において活用が期待されることから、地方公共団体が柔軟な施策を展開できるよう、自治体ポイント及びマイナポイントの位置付け等を整理し、利用しやすい仕組みとするとともに、地方の意見を十分に聞いた上で必要な支援を講じること。

⑥ 豚熱に関する長期的支援とアフリカ豚熱に備えた水際対策強化等の実施

- ・ 豚熱の感染拡大に伴い実施している飼養豚へのワクチン接種については、家畜防疫員に加え、都道府県の管理下に置かれる民間獣医師による実施を可能とするよう、防疫指針が改正されたところであるが、都道府県や農家の負担が増加しないよう必要な財政支援を行うこと。

また、野生いのししの豚熱感染が全国に拡大しており、この撲滅を図らない限り豚熱の終息はないことから、野生いのししの豚熱撲滅に向けた具体的な行程を示し、必要な予算を確保すること。

さらに、世界的に拡大しているアフリカ豚熱について、ウイルスの国内侵入を防止するため、検疫体制の強化や違法畜産物の持ち込みに対して入国拒否を可能とする入国管理法の改正を行うなど、一層の水際対策の強化徹底を図ること。

加えて、農場の飼養衛生管理の更なる強化を図るための施設整備等に対する継続的な財政支援をはじめとした支援策を充実すること。

⑦強い農業と活力ある農村の実現に向けた財政支援等の強化

- ・ TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定などに伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な措置を講じること。また、いかなる国際貿易交渉にあっても、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林漁業者等に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うこと。
- ・ コロナ時代の「新たな日常」、Society5.0、SDGsなど新しい時代が到来する中で、強い農業と活力ある農村の実現に向け、農業の生産性向上と高付加価値化を図るためには、農業の成長産業化に資する農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備、スマート農業の実装化と次世代型農業の導入を見据えた水利システムの構築等を推進し、農地の利用集積・集約化、荒廃農地の発生防止と解消等を図ることや高収益作物の導入を促進すること。

⑧外国人材受入れに係る地方等の意見の反映

- ・ 外国人材について、国内における産業を支える人材不足を踏まえ、在留資格「特定技能」に係る1号の対象分野に企業等の実情を反映した特定産業分野を追加するとともに、2号の対象分野についても、農業をはじめとした他の特定産業分野を追加すること。また、在留資格の制度の見直し等に当たっては、それらのプロセスを明確化し、事業者団体等への周知をしっかりと図った上で、地域の労働需給の状況や、地方自治体や地域の事業者団体、中小事業者等から聴取した意向等を反映すること。さらに、「特定技能」の制度概要や手続等についても、法務省が各省庁の情報を取りまとめ、事業者団体や企業等に対して、十分な情報発信及び相談対応を一元的に行うこと。

8 誰もが希望をもって活躍できる社会づくり

①孤独・孤立対策の推進

- ・ 感染症の影響により、孤独・孤立は一層深刻化し、ヤングケアラーなど新たな課題も顕在化している中、国においては、孤独・孤立を国民的課題と認識し、孤独・孤立対策を強力に推進するための戦略、指標の整備、進捗管理の仕組みなど全体的・戦略的な対策を早期に構築し強力に推進すること。また、孤独・孤立は個人の人生のあらゆる場面において、

誰にでも起きうるとの認識のもと、ライフステージや属性・生活環境等に応じた、切れ目のない体系的な対策の構築を図ること。

②就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくり・気運醸成等と財政的支援

- ・ 就職氷河期世代に対する取組を真に実効性のあるものとするため、就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくりや気運の醸成、非正規雇用労働者や無就業者への就職・正社員化・処遇改善・教育訓練・職場定着等の支援、ひきこもりの状態にある者や生活困窮者への支援について、国が責任を持って取り組むこと。

③新しい働き方に必要な法や社会保障制度に関する整備の検討

- ・ 若者、女性、障がい者、高齢者、外国人など、全ての人が働きやすく、いきいきと働き続けることができる環境を整備するため、長時間労働の是正、時間単位年次有給休暇制度やテレワークの推進等による労働条件の弾力化、両立支援策の充実など、働き方改革を着実に実現し、子育て・妊活・介護・闘病支援の充実、非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善、最低賃金の引上げ及び地域間格差解消等に対する施策の充実を図るとともに、これらに係る企業の取組を支援すること。
- ・ フリーランスなど組織に属さない働き手の増加が見込まれることから、個人が、フリーランスなどそれぞれ望む働き方を選択し、安心して働けるよう、必要な労働法制や社会保障制度などの環境整備の在り方を検討し、ガイドライン等について広く周知を行うこと。

④地域女性活躍推進交付金の制度継続及び十分な財源の確保

- ・ 若年女性の地方定着・回帰のためには、最低賃金の地域間格差の是正、女性の賃金向上等処遇改善を進めるとともに、個々の能力を十分に発揮できる働きやすい環境を整備することが必要であり、地方の大宗を占める中小企業等におけるテレワークや時差出勤など、柔軟で働きやすい制度の導入等、ワーク・ライフ・バランスと生産性向上に取り組む事業者への支援を強化すること。
- ・ 女性が出産・子育てを理由に離職せず両立できるよう支援するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。また、育児休業取得を社会全体で応援していく意識醸成を進めるとともに、育児休業給付金の給付率の引上げ等、改正育児・介護休業法の実効性を高める支援を強化すること。
- ・ 上記を実現するため、地域女性活躍推進交付金については、財源を確保し、国庫負担割合を引き上げるなど柔軟で使いやすい運用とすること。また、地域の実情に合わせた独自施策の展開を継続的に可能とする

「女性活躍応援基金（仮称）」を創設すること。

⑤ 差別解消に向けた対策の実施及び人権課題に係る財源の確保・充実

- ・ 障がい者を理由とする差別、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、部落差別の解消に向けた法整備が進む中、これら差別の解消に向け、実効性のある対策を講じること。また、法が制定された人権問題はもとより、様々な人権課題について、地方公共団体は地域の実情に応じて取り組んでいるところであることから、これらの法整備を進めてきた国においては、その責任を果たすよう、地方交付税措置など、必要かつ十分な財源の確保・充実を図ること。

9 自然と暮らしが調和した脱炭素社会の推進

① 脱炭素社会の早期実現及び地域との共生ができる再生可能エネルギーの導入促進

- ・ コロナ禍からの回復を脱炭素（ゼロカーボン）社会へと転換する契機とし、国が自ら宣言した「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」を目指し、リーダーシップをとって気候変動対策に積極的に取り組むとともに、「2030年度に温室効果ガスを46%削減し、さらに50%の高みに挑戦する」とした宣言を実現できるよう、取組を強力に推進すること。あわせて、「国と地方の恒常的な協議の場の設置」や、「脱炭素社会の実現に取り組む自治体を継続的に支援する、省庁を横断した柔軟で十分な規模の総合的な交付金の創設」、「地域の特性に応じた新技術開発等への支援」、「新築住宅について再生可能エネルギーの導入を要件としたZEHの早期適合義務化」を行うこと。

また、「各省庁の補助制度や起債制度を、ZEBを前提としたものとする」とともに、「森林資源の循環利用の推進」、「施策を展開していく上で必要となる統計整備」を行うこと。

- ・ 再生可能エネルギーについては、「自立分散型電源」確保の観点からも重要であることから、FIT及びFIPの適切な運用や系統接続の制約を解消するなど、最大限の導入拡大に取り組むこと。また、発電設備の設置に当たっては、環境影響評価手続きにおける同一事業該当性に係る基準の明確化などの法整備を図るとともに、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを構築すること。
- ・ へき地や離島を含めた消費者の利益に最大限配慮した上で、新電力事業者の公平な市場参加を図るため、ベースロード電源の市場への供出について適切な運用がなされるよう、エネルギーの低廉かつ安全で安定的な供給を目指すエネルギーシステム改革を着実に実行すること。

②水素社会の早期実現に向けた技術開発・研究、規制緩和

- ・ 水素社会の早期実現に向け、グリーン水素の技術開発・実証研究や規制改革、燃料電池自動車や燃料電池バスをはじめとする水素アプリケーションの普及促進、ステーションのインフラの整備等を着実に進めること。また、水素ガスに関する国際基準と整合した法整備や必要な規制緩和を講ずること。

③循環型社会の形成に向けた3R・プラスチックごみ対策、鳥獣対策の充実・強化等

- ・ 循環型社会の形成に向けて、広く国民に対して3Rの普及を図ること。特に、世界的に問題となっているマイクロプラスチック（微細なプラスチック）を含むプラスチックごみについては、生態系に及ぼす影響が懸念されることから、プラスチックごみの削減につながる取組を強化することとし、これらの取組について十分な周知・広報を行い、国民意識の醸成を図るとともに、その実態解明と発生抑制対策を早急に講ずること。

また、PCB 廃棄物について、処理の安全性を確保するとともに、早期処理に向けて実効性のある処理支援策を実施すること。

- ・ 特定外来生物の定着予防外来種であるヒアリ等の定着は、国民生活の安全・安心のみならず、経済にも甚大な影響を与えることから、当該国内における防除対策及び貨物輸出の際の点検、駆除等の徹底について、強く要請すること。また、野生動物による農林水産業被害や市街地への出没において人的被害等が深刻化していることから、鳥獣管理の一層の促進を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金や特別交付税措置を一層拡充するとともに、生活被害・人身被害の防止対策や生息実態調査への支援、狩猟等の安全対策の強化など、なお一層の鳥獣対策の充実・強化を図ること。
- ・ 改正大気汚染防止法の施行に伴うレベル3のアスベスト含有建材の規制対象への追加により、立入検査等を行う都道府県の役割が一層大きくなっていることから、「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進を図るとともに、レベル3のアスベスト含有建材が使用された建築物等の解体等工事への立入検査等の増加に伴う経費に対して財政措置を講じるなど、国の責任においてアスベスト対策の更なる充実・強化を図ること。

10 地域の誇りを守り育む

① 大阪・関西万博、ワールドマスタースゲームズ関西、アジア競技大会・アジアパラ競技大会の成功及びその効果・レガシーを波及・継承する施策の実施

- ・ ワールドマスタースゲームズ 関西や 2025 年「大阪・関西万博」、第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）・第 5 回アジアパラ競技大会など、我が国で開催が予定されている国際的なスポーツイベント等については、日本再興の起爆剤としてオールジャパンで盛り上げていくため、国内外における機運醸成に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を十分に講じた上で、スポーツイベント開催による経済振興、国際交流、スポーツ・文化振興、高齢者や障害者の社会参加の促進といった様々な効果が、東日本大震災等の被災地域はもとより、日本全体に行き渡るよう配慮すること。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際大会のレガシー（遺産）を、その先へつなげていくことができるよう、一過性のイベントに終わらせることなく、継続的な支援に取り組むこと。

また、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会などにおいても、スポーツの振興と感染防止対策を両立させるための技術的支援や財政的支援を講じること。

② スポーツ・文化と他産業の融合、アスリート等の育成・強化

- ・ 文化プログラムの展開に当たっては、今後も地域の核となる文化施設の活性化を図るとともに、国際的な芸術祭の開催や若者を中心とした新たな文化創造、障がい者の文化芸術の振興、地域に根ざした特有の文化の振興など、地方における文化芸術活動への支援を充実・強化すること。
- ・ スポーツ・文化と観光をはじめとした地域産業との融合など、分野横断的な取組への支援を強化し、スポーツ・文化の成長産業化を推進するとともに、国内外の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策等により、地域経済を活性化させること。また、必要な施設整備も含め、地方の育成環境の充実等を通じた世界レベルのアスリートやアーティストの育成・強化も推進すること。